

四万十市都市公園及び市立公園
指定管理者募集要項

高知県四万十市

四万十市都市公園及び市立公園 指定管理者募集要項

四万十市は、「四万十市都市公園及び市立公園」について、その設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、四万十市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年四万十市条例215号）第2条、四万十市都市公園条例（平成17年四万十市条例179号）第18条及び四万十市公園条例（平成17年四万十市条例180号）第11条の規定により、「四万十市都市公園及び市立公園」の指定管理者を募集する。

1 施設概要

(1) 名称及び施設数

ア 都市公園 58箇所

イ 市立公園 9箇所

※施設の詳細は、別冊の「四万十市都市公園及び市立公園管理運営仕様書」のとおり

(2) 設置目的

自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康増進などの遊びの場や、身近な憩いの場として、子供からお年寄りまで幅広い年齢層に親しまれ、地域コミュニティーの形成など、豊かな地域づくりに資するもの。

また、災害時においては、救援救護の拠点、避難空間を確保するなど、防災性の向上に寄与するもの。

2 指定管理者が行う業務の範囲

四万十市が管理する公園全体の運營業務及び公園施設・園地の点検、修繕、清掃ほかの維持管理業務等。詳細については、別冊仕様書のとおりとする。

(1) 公園使用届、占用許可申請、拾得物・残置物の処理、緊急対応体制の確立、管理報告書の作成業務など、レクリエーションなど公園のもつ様々な機能を十分に発揮させ、市民

が公園を利用しやすいよう、サービスの向上に関する業務。

(2) 公園施設（遊具、池・せせらぎ水路などの水施設、トイレ、浄化槽、園地広場、植

栽、電気設備等）の保守、点検、補修等、公園利用者が安心して施設を使用し、さらに、快適かつ楽しく公園が利用できるよう、適正な状態に維持する業務。

(3) 公園の設置目的を達成するための企画及び実施に関する業務。

3 指定管理者が行う管理の基準

四万十市都市公園条例第20条及び四万十市公園条例第13条の規定による。

4 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5 利用料金

四万十市都市公園及び市立公園については、利用料金制度を適用しないものとする。

6 管理経費に関する事項

公募する期間（5年間）における管理経費の限度額は、322,000千円（年額64,400千円）とし、限度額を超える管理経費の収入見込額で申請された場合は失格とする。当該年度額及び年額は、消費税及び地方消費税額を含まない金額とする。

なお、当該年度額及び年額は、四万十市議会の議決を受けた予算の範囲内での執行となるため、年度協定の締結時に管理内容も含めて協議するものとする。

7 申請者の資格

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人若しくは団体であること。
- (2) 四万十市内に営業所等（法人格を有しない場合は事業所等）を有する者であること。
- (3) 法人若しくは団体の代表者が次の事項に該当しない者。

ア 破産者で復権を有しない。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市における競争入札の参加を制限されている。

ウ 四万十市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の規定による指定の取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を受け、その措置期間が経過していない。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っている。

オ 四万十市税、法人税及び消費税等を滞納している。

- (4) 市が開催する現地説明会に参加した者。ただし、現指定管理者については、この限りでない。

8 申請方法

- (1) 募集要項の配付

ア 配付期間 令和7年7月25日（金）から令和7年9月16日（火）まで（ただし、土日祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配付場所 四万十市中村大橋通4丁目10番地

四万十市まちづくり課 計画係

電話 0880-34-8150

ウ その他 四万十市のホームページからダウンロード可能

(2) 現地説明会

四万十市都市公園及び市立公園の視察及び申請方法、提出書類などについて現地説明会を開催する。参加人数は1法人その他の団体につき2人までとし、法人その他の団体の名称及び氏名を令和7年8月19日（火）までに事前に連絡すること。現指定管理者を除き、説明会に不参加の場合、申請できませんのでご注意ください。

- ア 開催日時 令和7年8月20日（水） 午前9時から正午まで
- イ 開催場所 四万十市役所4階 401会議室
- ウ 申し込み 四万十市まちづくり課 計画係 電話0880-34-8150

(3) 質疑

募集要項の内容等について、質疑がある場合は下記により提出することとする。

- ア 受付期間 令和7年8月22日（金）から令和7年8月29日（金）まで（ただし、土日祝日を除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）
- イ 提出場所 四万十市中村大橋通4丁目10番地
四万十市まちづくり課 計画係
- ウ 提出方法 任意の様式でファックス又は持参
- エ 回答期限 令和7年9月3日（水）午後5時まで
- オ 回答方法 質問を取りまとめたうえで、回答期限までに市ホームページに掲載する。

(4) 申請書類の提出

- ア 提出期間 令和7年9月4日（木）から令和7年9月16日（火）まで（ただし、土日祝日を除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）
- イ 提出場所 四万十市中村大橋通4丁目10番地
四万十市役所まちづくり課 計画係
- ウ 提出方法 提出場所へ直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留、配達記録郵便のいずれか）とする。ただし、郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。ファックスによる提出は受け付けない。
なお、持参の場合は事前に担当者に連絡の上、持参すること。
- エ 提出部数 紙による提出1部と電子データの提出

9 申請関係書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管理運営に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
- (3) 当該団体の定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあたっては、会則等）
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (5) その他市が必要と認める書類
 - ア 誓約書（暴力団排除に関するもの及び資格要件に関するもの）
 - イ 滞納が無いことの証明書（市税、国税）
 - ウ 類似施設の受託実績が分かる書類

※名称・所在地・形態（委託・指定管理など）・業務内容・期間等

※証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。なお、複写機による写しでも差し支えない。

10 選定手順

- (1) 選定方法

書類内容審査及びプレゼンテーション審査
- (2) 選定基準
 - ア 施設の設置目的が達成できるものであること。
 - イ 住民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
 - ウ 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - エ 経費の縮減が図られるものであること。
 - オ 事業計画書の内容を安定して遂行できる人員及び財政的基礎を有していること。
 - カ その他必要と認める事項
- (3) 評価項目

項 目	評価点(基準点)
1 施設の設置目的が達成できるものであること	10点（6点）
<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的をよく理解し、特徴に合致した管理運営方針となっているか。 ・施設管理に対する意欲や熱意が十分あるか。 	
2 住民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること	20点（12点）
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者へのサービス向上、利用促進、また、自然環境に配慮した具体的施策はあるか。 ・苦情処理及び危機管理（防災・防犯・その他緊急時対応）の体制は整備されているか。 ・地域住民や利用者の要望の把握及び実現策は適切であるか。 ・障害者の雇用や福祉事業所等との連携など福祉政策に取り組む提案がされているか。 	

3 施設の効用を最大限に発揮させるものであること	15点（9点）
<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設、資源を活用した効果的かつ独自性のあるイベント企画があるか。 ・各団体(保育園、学校、地域)との連携による利用促進策があるか。 ・公園施設の効用を最大限に発揮させた利用促進策があるか。 	
4 経費の縮減が図られるものであること	15点（9点）
<ul style="list-style-type: none"> ・全体的な収支計画が適切に作成されているか。 ・管理運営の効率化が図られる見込みがあるか。 ・地元雇用や市内業者の活用などの配慮があるか。 	
5 事業計画書の内容を安定して遂行できる人員及び財政的基礎を有していること	20点（12点）
<ul style="list-style-type: none"> ・法人等の基盤が安定し、経営状況に問題はないか。 ・過去に施設管理、事業の実施等、類似業務に関する実績があるか。 ・事業実行のための有資格者（経験者）や必要機材等は確保されているか。 ・指定管理業務に係る職員体制（人員配置・処遇・研修等）は十分なものか。 	
6 その他必要と認める事項	20点（12点）
<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波等、災害に対する、災害時対応時の体制（人員）が確保されているか。 ・大規模災害に対する備え、災害時対応方策等（マニュアル）があるか。 	

(4) 採点方法

ア 評価点

評価する項目は6項目あり、合計で100点とし選定委員1名の持ち点とする。

【評価点の判断】

5点・・・優 4点・・・やや優 3点・・・普通 2点・・・やや劣 0点・・・劣
 ※ただし、項目6の評価点は、10点・・・優 8点・・・やや優 6点・・・普通
 4点・・・やや劣 0点・・・劣とする。

イ 基準点

基準点は、業務基準を満たしていると認められる最低ラインであり、委員1名につき、60点とする。

ウ 採点

採点は、申請者ごとに行い、委員全員の評価点を加算し、基準点を超えた申請者の中から、最も高い評価点を獲得した申請者を選定する。

エ その他

候補者の選定後、その候補者が「12 指定後の手続」に定める協定書を締結するまでにおいて、指定管理者として不適切な事実が判明した場合等には、選定委員会において選定した基準点を満たす第2位以下の者を候補者とする場合がある。

(5) 指定管理者の決定方法

指定管理者は、令和7年12月四万十市議会の議決を得て、市が指定する。

11 選定結果の通知及び情報公開

候補者を決定したときは、その結果を全ての応募団体に通知する。また、選定結果については、四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号）に基づき、公開する。（ただし、一部非公開となる場合がある。）

12 指定後の手続き

指定管理者の指定後、指定管理者に行わせる業務の範囲や支払う委託料の額等の細目的事項を定めるため、指定管理者との間で協定書を締結する。

13 問い合わせ先

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地
四万十市まちづくり課 計画係 担当：松本、垣内
TEL 0880-34-8150 FAX 0880-34-0381
E-mail: keikaku@city.shimanto.lg.jp